

国立大学法人東京農工大学安全衛生管理規程の一部を改正する規程

国立大学法人東京農工大学安全衛生管理規程（16 経教 規程第38号）の一部を次のとおり改正する。

現行	改正後																								
国立大学法人東京農工大学安全衛生管理規程 平成16年4月7日 16 経教 規程第38号 第1条～第36条 省略 附 則 省略 別表第1（第4条関係）	第1条～第36条 省略（現行どおり） 附 則 省略（現行どおり） 別表第1（第4条関係）																								
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">事業場</th> <th style="width: 85%;">組織及び施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>府中地区</td> <td>本部(長野県東御市及び千葉県館山市の施設を含む。) 共生科学技術研究部、農学教育部、連合農学研究科、農学部(東京都八王子市、神奈川県津久井郡、埼玉県秩父市、群馬県勢多郡及び栃木県佐野市の施設を含む。) 大学教育センター、図書館、保健管理センター及び遺伝子実験施設</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td>省略</td> </tr> </tbody> </table>	事業場	組織及び施設	府中地区	本部(長野県東御市及び千葉県館山市の施設を含む。) 共生科学技術研究部、農学教育部、連合農学研究科、農学部(東京都八王子市、神奈川県津久井郡、埼玉県秩父市、群馬県勢多郡及び栃木県佐野市の施設を含む。) 大学教育センター、図書館、保健管理センター及び遺伝子実験施設	省略	省略	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">事業場</th> <th style="width: 85%;">組織及び施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>府中地区</td> <td>本部(千葉県館山市の施設を含む。) 共生科学技術研究院、農学府、連合農学研究科、農学部(東京都八王子市、神奈川県相模原市、埼玉県秩父市、群馬県みどり市及び栃木県佐野市の施設を含む。) 大学教育センター、図書館、保健管理センター及び遺伝子実験施設</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td>省略</td> </tr> </tbody> </table>	事業場	組織及び施設	府中地区	本部(千葉県館山市の施設を含む。) 共生科学技術研究院、農学府、連合農学研究科、農学部(東京都八王子市、神奈川県相模原市、埼玉県秩父市、群馬県みどり市及び栃木県佐野市の施設を含む。) 大学教育センター、図書館、保健管理センター及び遺伝子実験施設	省略	省略												
事業場	組織及び施設																								
府中地区	本部(長野県東御市及び千葉県館山市の施設を含む。) 共生科学技術研究部、農学教育部、連合農学研究科、農学部(東京都八王子市、神奈川県津久井郡、埼玉県秩父市、群馬県勢多郡及び栃木県佐野市の施設を含む。) 大学教育センター、図書館、保健管理センター及び遺伝子実験施設																								
省略	省略																								
事業場	組織及び施設																								
府中地区	本部(千葉県館山市の施設を含む。) 共生科学技術研究院、農学府、連合農学研究科、農学部(東京都八王子市、神奈川県相模原市、埼玉県秩父市、群馬県みどり市及び栃木県佐野市の施設を含む。) 大学教育センター、図書館、保健管理センター及び遺伝子実験施設																								
省略	省略																								
別表第2（第6条、第7条、第9条関係）	別表第2（第6条、第7条、第9条関係）																								
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">組織及び施設等</th> <th style="width: 33%;">安全衛生管理責任者</th> <th style="width: 33%;">安全衛生管理者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td>省略</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>大学教育センター</td> <td>大学教育センター長</td> <td>大学教育センター支援チームリーダー</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td>省略</td> <td>省略</td> </tr> </tbody> </table>	組織及び施設等	安全衛生管理責任者	安全衛生管理者	省略	省略	省略	大学教育センター	大学教育センター長	大学教育センター支援チームリーダー	省略	省略	省略	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">組織及び施設等</th> <th style="width: 33%;">安全衛生管理責任者</th> <th style="width: 33%;">安全衛生管理者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略（現行どおり）</td> <td>省略（現行どおり）</td> <td>省略（現行どおり）</td> </tr> <tr> <td>大学教育センター</td> <td>大学教育センター長</td> <td>大学教育センター担当室長</td> </tr> <tr> <td>省略（現行どおり）</td> <td>省略（現行どおり）</td> <td>省略（現行どおり）</td> </tr> </tbody> </table>	組織及び施設等	安全衛生管理責任者	安全衛生管理者	省略（現行どおり）	省略（現行どおり）	省略（現行どおり）	大学教育センター	大学教育センター長	大学教育センター担当室長	省略（現行どおり）	省略（現行どおり）	省略（現行どおり）
組織及び施設等	安全衛生管理責任者	安全衛生管理者																							
省略	省略	省略																							
大学教育センター	大学教育センター長	大学教育センター支援チームリーダー																							
省略	省略	省略																							
組織及び施設等	安全衛生管理責任者	安全衛生管理者																							
省略（現行どおり）	省略（現行どおり）	省略（現行どおり）																							
大学教育センター	大学教育センター長	大学教育センター担当室長																							
省略（現行どおり）	省略（現行どおり）	省略（現行どおり）																							
別表第3 省略	別表第3 省略																								

附 則（18 教 規程 第12号）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。ただし、別表第1の組織及び施設の項、府中地区の欄の改正規定中、神奈川県相模原市及び群馬県みどり市については、平成18年3月27日から施行し、神奈川県相模原市にあっては、平成18年3月20日から適用する。